

にじのいろ保育園運営規程

(事業所の名称等)

第1条 合同会社 SUNNY SIDE にじのいろ保育園が設置する小規模保育事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 にじのいろ保育園
- (2) 所在地 御殿場市東田中 1 1 8 1 – 1

(事業の目的及び運営方針)

第2条 にじのいろ保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家族との密接な連帯の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源と連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て支援に対する支援等を行うように努めるものとする。
- 5 当園は、御殿場市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年御殿場市条例第33号）その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる人数とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする満3歳未満の子どもであって、保育を実施する年度の途中で2号認定となった者を含む。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 13人
- (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 6人

(提供する保育等の内容)

第4条 当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に基づき、次の各号に掲げる保育その他の便宣の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育（第7条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。）第7条に規定する時間において、保育を提供する。
- (2) 食事の提供
- (3) 延長保育事業
- (4) 一時預かり事業
- (5) 休日保育事業
- (6) その他保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園が、保育の実施に当たり配偶する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとし、員数は別に定めるものとする。ただし、当園は、利用乳幼児の受入状況により、員数を変動することができるものとする。

(1) 園長 (常勤専従)

園長は、職員及び業務の管理の一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどるものとする。

(2) 保育士 (常勤専従、非常勤専従)

保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行うものとする。

(3) 調理員 (栄養士/調理師) (常勤専従、非常勤専従)

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理するものとする。

(4) 事務員 (非常勤専従)

事務員は、園の運営に必要な事務を行うものとする。

(5) 嘴託医 (内科医、歯科医) (非常勤専従)

嘴託医は、利用乳幼児の健康診断を行い、園生活における健康の管理・指導を行うものとする。

(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から日曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除くものとする。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る保育時間は、7時から18時までの範囲内で保護者が保育を必要とする時間とする。ただし、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、土曜日・日曜日・祝日を除き、18時から19時までの範囲内で、延長保育を提供するものとする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る保育時間は、8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。ただし、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時まで（土曜日・日曜日・祝日は18時まで）の範囲内で、延長保育を提供するものとする。

(利用者負担額その他の費用の種類)

第8条 当園の特定地域型保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を行った市町村の定める保育料利用者負担金を当園に支払うものとする。

2 当園は、支給認定申請から認定の効力が発生するまでの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定地域型保育基準

費用額（法第30条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に地域型保育提供証明書の交付その他必要な措置を講ずるものとする。

3 当園は、前2項の支払を受けるほか、特定地域型保育の提供における便宜に要する費用のうち、別に定めてある別表2及び別表3の費用の支払を受けるものとする。

（利用の開始に関する事項）

第9条 当園は、市町村から保育の実施について要請を受けたときは、これに応じるものとする。

2 当園は、特定地域型保育の提供開始に際し、あらかじめ、利用申込を行った支給認定保護者に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

（利用の終了に関する事項）

第10条 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (2) 保護者から当園の利用について中止の申し出があったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、当園の利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時における対応方法）

第11条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治医の医師に連絡する等、必要な措置を講ずるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、御殿場市、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講ずるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第12条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

（虐待の防止のための措置）

第13条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

（記録の整備）

第14条 当園は、保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 御殿場市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則(平成26年御殿場市規則第30号) 第49条において準用する同規則第18条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

にじのいろ保育園運営規定（以下「保育所運営規程」という。）に規定する別に掲げるもの

職員の職種	員数	備考
園長	1人	常勤専従
保育士	12人	常勤専従6名 非常勤専従6名
調理員	3人	常勤専従1名 非常勤専従2名（栄養士）
事務員	1人	
嘱託医	2人	内科 1人 歯科 1人

別表2 (第8条関係)

1 保育の提供に関する実費に係る利用者負担

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
クラス帽子	保育に必要	入園時 約1,200円
お便りケース	保育に必要	入園時 約250円
集金袋	保育に必要	入園時 約50円
防災頭巾	緊急時に必要	入園時 約2,000円
教材費	保育に必要	入園時 約3,600円

※ 教材費内訳：絵の具、のり・ボンド、画用紙、折り紙、リボン等

別表3 (第8条関係)

1 延長保育に係る利用者負担

保育短時間認定	7時00分～8時30分	1回 100円
	16時30分～18時00分	1回 100円
	18時00分～19時00分	1回 200円

保育時間標準時間認定 18時00分～19時00分 1回 200円

※18時～19時の延長保育は、土曜日及び日曜日・祝日を除きます。

2 一時預かり事業に係る利用者負担

・月曜日～日曜日

利用時間：8時30分～17時30分

利用料金：0～2歳児	1日 1,600円（うち給食費300円）
3～5歳児	1日 900円（うち給食費300円）

・休日（冠婚葬祭など私的事由）

利用時間：7時～18時

利用料金：0～5歳児	1日 2,000円（給食はありません。）
------------	----------------------

3 休日保育事業

利用時間：7時～18時

利用料金：無料（休日に保育が必要なことを証明できる書類（就業証明書等）が必要）

当園は、別表2及び別表3に掲げる費用の支払を受けた場合は、領収書を発行するものとする。